

高松市病児保育事業業務委託仕様書

1 件名

高松市病児保育事業業務委託

2 目的

病気の回復期には至らないが、当面症状の急変が認められない児童等を一時的に保育する病児保育事業を充実することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

3 事業実施地域

市内全域

※ 事業者の選定に当たっては、病児保育事業実施施設がない地域を優先する場合がある。（別紙「高松市病児保育事業実施施設の状況」参照）

4 業務内容

（1）概要

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、病院等において保育を行う。また、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する。

（2）対象児童

事業の対象となる児童は、次に掲げる要件を満たす者であって、病気の回復期には至らないが当面症状の急変が認められないもの（以下「病児」という。）とする。

ア 保育所、こども園若しくは幼稚園に通所し、若しくは通園し、又は小学校若しくはこれと同程度の学校に在学している者であって、集団で保育することが困難なものであること。

イ 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他の社会的事由により、家庭での保育が困難な者であること。

ウ 前2号に規定する児童のほか、市長が適当と認める児童

（3）実施要件

事業は、次に掲げる要件をすべて満たす施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

ア 病児及び病後児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師を利用児童おおむね10人につき1人以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるため、保育士又は保育教育士を利用児童おおむね3人につき1人以上配置すること。

イ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の基準を満たすものであること。

（ア）保育室を有すること。

（イ）児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

(ウ) 調理室を有すること。

(エ) 事故防止及び衛生面に配慮されている等、児童の養育に適した場所があること。

なお、開設準備として施設改修等を行う場合は、医療法、建築指導法、消防法その他関係法令の所轄庁に相談の上、法令適合性を確保すること。

(オ) インターネットに接続するための回線・機器等を有し、高松市病児保育予約システムを使用して予約の受付、管理、実績の報告等を行うことができること。

なお、高松市病児保育予約システムの導入及び使用に係る経費は、高松市が負担する。

(4) 児童の受入に当たっての留意事項

ア 当該児童を診断し、対象児童として差し支えないことについて確認すること。

イ 当該児童の健康状態を的確に把握し、病状に応じて安静を保つことができるように処遇内容を工夫すること。

ウ 他の児童への病気の感染防止について配慮すること。

(5) 利用料

受託者は、事業を利用した児童の保護者から、次表に定める額を利用料として徴収する。ただし、午前8時から午後5時までの利用時間に引き続く1時間の利用料は、次表に定める額を限度として徴収することができる。

利 用 時 間	利 用 料	
	本市に住所を有する児童	本市以外に住所を有する児童
午前8時から午後5時まで	2, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
上欄の利用時間に引き続く1時間	5 0 0 円	7 5 0 円

※ 午前又は午後のみ利用する場合、利用料を午前8時から午後5時までの利用料額の半額とすることができる。

(6) 委託料の使途

人件費、旅費、研修費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、水道光熱費、通信運搬費、事業保険料、賃借料などとする。

休室等により、契約を履行できないと認められた場合は、一部又は全部の返還を求める場合がある。

5 提出書類

本業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

(1) 業務委託着手届

(2) 業務委託完了届

(3) 請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

6 打合せ

受託者は、常に委託者と緊密な連絡をとり、進捗状況の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

7 責任者の配置

受託者は、責任者を配置することとし、責任者は、業務の適正な管理を行わなければならない。

8 費用の負担

本業務の執行等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

9 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本基本仕様書に定めない事項については、委託者と受託者の協議の上、これを定める。

10 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、全体としての委託業務の遂行に支障が生じない範囲で、本市に事前の書面による了承を得た上で、本業務の一部を再委託することができる。

11 その他注意事項

- (1) 事業の実施に当たり、必要に応じて利用者及び職員等を対象とした傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。
- (2) 受託者は、委託により知り得た事項及び個人情報について、厳にその秘密を守り、他に漏らさないこと。
- (3) 本市は、受託者の債務不履行、不正な行為又は解除の申出があったときは、契約を解除することができる。なお、契約解除に伴う損害に対する補償は、本市と受託者により決定するものとする。

【高松市病児保育事業実施施設の状況】（令和7年7月1日現在）

